

●1割負担者

	基本サービス費 (提供時間6～7時間)	サービス提供体制加算	食費	日額
要介護 1	670	18	630	1,318
要介護 2	801	18	630	1,449
要介護 3	929	18	630	1,577
要介護 4	1,081	18	630	1,729
要介護 5	1,231	18	630	1,879

●2割負担者

	基本サービス費 (提供時間6～7時間)	サービス提供体制加算	食費	日額
要介護 1	1,340	36	630	2,006
要介護 2	1,602	36	630	2,268
要介護 3	1,858	36	630	2,524
要介護 4	2,162	36	630	2,828
要介護 5	2,462	36	630	3,128

●3割負担者

	基本サービス費 (提供時間6～7時間)	サービス提供体制加算	食費	日額
要介護 1	2,010	54	630	2,694
要介護 2	2,403	54	630	3,087
要介護 3	2,787	54	630	3,471
要介護 4	3,243	54	630	3,927
要介護 5	3,693	54	630	4,377

利用料	日用品費	実費。ご希望により別紙申込書をご記入の上、日用品の購入・貸出の利用をした場合
	教養娯楽費	実費。リハビリ、余暇活動等の一環で、個人作品に取り組みされる場合の材料等を購入した場合

※その他加算料金該当する場合には加算されます。(介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算対象) ()上段は2割負担者の方 ()下段は3割負担の方

<p>リハビリテーション マネジメント加算 (Ⅰ)</p>	<p>330 円/月 (660円/月) (990円/月)</p>	<p>(1)通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 (2)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 (3)新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、通所リハビリ事業所の医師または、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。 (4)医師が、通所リハビリの実施にあたり、理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうち、いずれか1以上指示を行う場合 (5)(4)における指示を行った医師または指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、指示の内容が(4)の基準に適合するものであると明確にわかるよう記録していること</p>
<p>リハビリテーション マネジメント加算 (Ⅱ)</p>	<p>850 円/月 (1700 円/月) (2550 円/月) ※6 か月以内 530 円/月 (1060 円/月) (1590 円/月) ※6 か月以降</p>	<p>(1)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)の(4)の基準を満たしていること (2)リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。 (3)通所リハビリテーション計画について、医師が、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 (4)通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して、6か月以内の場合にあっては、1月に1回以上、6か月を超えた場合にあっては、3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態に変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。 (5)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 (6)以下のいずれか適合すること。 ①理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと ②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問しその家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと (7)上記(1)～(7)の基準に適合することを確認し記録していること</p>
<p>リハビリテーション マネジメント加算 (Ⅲ)</p>	<p>1120 円/月 (2240 円/月) (3360 円/月) ※6 か月以内</p>	<p>(1)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の(1)(2)(4)(5)(6)の基準を満たしていること (2)通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族にたいして説明し、利用者の同意を得ること。</p>

	800 円/月 (1600 円/月) (2400 円/月) ※6 か月以降	(3)上記(1)～(3)の基準に適合することを確認し記録していること
短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	110 円/回 (220円/回) (330円/回)	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、集中的な個別リハビリテーションを実施した場合。
認知症 短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	240 円/回 (480 円/回) (720 円/回)	認知症であり、かつ、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合(週2回限度) ※退院(退所)日又は開始日から起算して3月以内
認知症 短期集中 リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)	1920 円/月 (3840 円/月) (5760 円/月)	同上 (月4回以上、リハビリを実施した場合、ただし、通所リハビリテーションの利用は月8回を基本とします。)
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	2000 円/月 (4000 円/月) (6000 円/月)	生活行為の内容の充実を図るための、専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又はそれに係る研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置。 リハビリテーションの目標と実施頻度、場所、時間等が記載されたリハビリテーション計画をあらかじめ定めて実施計画で定めたリハビリテーション実施期間中に、サービス提供終了日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し目標達成状況を報告 ※リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ、Ⅲ)算定者のみ ※開始月から起算して3月以内
〃	1000 円/月 (2000 円/月) (3000 円/月)	同上 ※開始月から起算して3月超6月以内
栄養改善加算	150 円/回 (300 円/回) (450 円/回)	管理栄養士を1人以上配置し、利用者の栄養状態を開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、相談員等が共同して利用者ごとの接触・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、サービス提供と記録、進捗状況を定期的に評価 ※3月以内月2回限度
中重度者 ケア 体制加算	20 円/日 (40 円/日) (60 円/日)	指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は、介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数うち、要介護度3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上確保していること。
入浴介助加算	50 円/日 (100 円/日) (150 円/日)	入浴介助を行った場合
若年性認知症利 用者受入加算	60 円/日 (120 円/日) (180 円/日)	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合

<p>栄養スクリーニング加算</p>	<p>5円/回 (10円/回) (15円/回) 6か月に1度</p>	<p>利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認し、利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合</p>
<p>重度療養管理加算</p>	<p>100円/日 (200円/日) (300円/日)</p>	<p>要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合 ※別に厚生労働大臣が定める状態(以下のイ～リのいずれかに該当する状態) イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定している状態 ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態</p>
<p>サービス提供体制加算</p>	<p>18円/日 (36円/日) (54円/日)</p>	<p>介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上</p>
<p>社会参加支援加算</p>	<p>12円/日 (24円/日) (36円/日)</p>	<p>評価対象期間の次の年度内に限り、加算する。 (1)評価対象期間において通所リハビリテーションの提供を終了した者(生活行為向上リハビリテーション加算を算定した者を除く)のうち、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えている場合 (2)評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーションの従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問又は、介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が、居宅を訪問した日から、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 12月を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数 100分の25以上</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>介護職員の給与等の処遇改善を目的として、国が交付していた介護職員処遇改善交付金相当分1か月のサービス利用内容に基づく保険適用分の合計に対して、4.7%の金額が加算されます。</p>	
<p>介護職員等特定処遇改善加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保険施設サービスを行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、保険適用合計分の2.0%の金額が加算されます。</p>	

銀楊 利用料金表(介護予防通所リハビリテーション) 2019.10.1現在

●1割負担者

	基本サービス費	リハビリテーション マネジメント加算	運動機能 向上加算	サービス提供 体制強化加算	月 額
要 支 援 1	1,721	330	225	72	2,348
要 支 援 2	3,634	330	225	144	4,333

●2割負担者

	基本サービス費	リハビリテーション マネジメント加算	運動機能 向上加算	サービス提供 体制強化加算	月 額
要 支 援 1	3,442	660	450	144	4,696
要 支 援 2	7,268	660	450	288	8,666

●3割負担者

	基本サービス費	リハビリテーション マネジメント加算	運動機能 向上加算	サービス提供 体制強化加算	月 額
要 支 援 1	5,163	990	675	216	7,044
要 支 援 2	10,902	990	675	432	12,999

利用料	食 費	1日当たり 630円 × 利用回数 ※食費には、おやつ分が含まれております。
	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります。
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組みされる場合の材料等を購入した場合。

※その他加算料金は、該当する場合に加算されます。（介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算対象）（ ）上段は2割負担者の方 （ ）下段は3割負担の方

サービス提供体制加算	介護福祉士を50%以上配置	
リハビリテーションマネジメント加算	<p>医師が、通所リハビリの実施にあたり、理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士に対し、利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうち、いずれか1以上指示を行う場合</p> <p>おおむね3か月ごとにリハビリテーション計画を更新すること</p> <p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。</p> <p>医師が利用者に対して3か月以上の継続利用が必要と判断する場合、リハビリテーション計画の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の介護予防サービスへの移行の見通しを記載すること。</p>	
運動機能向上加算	機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	<p>900円/月 (1800円/月) (2700円/月)</p>	<p>生活行為の内容の充実を図るための、専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士又はそれに係る研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置。リハビリテーションの目標と実施頻度、場所、時間等が記載されたリハビリテーション計画をあらかじめ定めて実施計画で定めたリハビリテーション実施期間中に、サービス提供終了日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し目標達成状況を報告※リハビリテーションマネジメント加算算定者のみ</p> <p>※開始月から起算して3か月以内</p>
〃	<p>450円/月 (900円/月) (1350円/月)</p>	<p>同上</p> <p>※開始月から起算して3月超6月以内</p>
栄養スクリーニング加算	<p>5円/回 (10円/回) (15円/回) 6か月に1度</p>	<p>利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認し、利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合</p>
若年性認知症利用者受入加算	<p>240円/月 (480円/月) (720円/月)</p>	<p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合</p>
栄養改善加算	<p>150円/回 (300円/回) (450円/回)</p>	<p>管理栄養士を1人以上配置し、利用者の栄養状態を開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、相談員等が共同して利用者ごとの接触・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、サービス提供と記録、進捗状況を定期的に評価 ※3月以内月2回限度</p>
介護職員処遇改善加算	<p>介護職員の給与等の処遇改善を目的とし、国が交付していた介護職員処遇改善交付金相当分[保険適用分の4.7%の金額]</p>	
介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保険施設サービスを行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、保険適用合計分の2.0%の金額が加算されます。</p>	